

魚類防疫制度とふ化放流事業

全国さけ・ます増殖振興会 嘱託 羽鳥達也

我が国における魚類防疫制度は、比較的近年制定されたものですが、1993年に中国から持ち込まれた活エビが感染源になり、天草地区のクルマエビ養殖で PAV(クルマエビの急性ウイルス血症が発生しました。以降西日本を中心に被害が拡大し、累積で数百億円の被害が出ました。2021年にも宮古島で1億円と言われる被害が発生するなど、いまだにその影響を受けています。問題は、日向灘や紀伊水道の深場など天然水域で採捕される親エビがキャリア(ウイルスが保持されている状態)になっている可能性があることや多種多様な甲殻類や昆虫までも宿主になり感染源となりうることから感染を防止するため、PCRによる親エビや種苗の検査や卵の洗浄・消毒をしてウイルスフリーの種苗を確保する努力が払われています。

わが国では、PAVの発生が契機となり、また、1995年のOIE(国際獣疫事務局)による水産動物の防疫に関する国際規範の勧告も機運になり、1996年に海洋法関連一括法案の一つとして、海洋法194条(EEZ内の汚染の不拡大を確保する措置を取る義務、病原生物も含むと解釈)に基づき、**養殖種苗の輸入防疫制度、いわゆる水際措置が初めて制定され施行されました。**

ただし、当時は1995年1月に設立されたばかりのWTOのSPS協定との関係や行政コストの問題もあり、最終的に検疫措置は現実的でないと判断に至ったため、輸出国が発行する証明書の添付で輸入が許可される制度になり、また、これとは別に法律制定時に必要な各省協議で観賞魚は制度の対象としないことになるなど、必ずしも実態に十分対応できていなかった点もありました。

後年、1999年には**国内防疫制度である持続的養殖生産確保法が施行され、防疫制度としては整備されたことになりました。**

しかしながら、後年、コイでヘルペスウイルスによる大きな被害が発生した際に、本日の講師、高橋技術課長が制度の改正作業を担当されましたが、防疫制度としては**厳しい法的措置(殺処分の命令等)が整備されている畜産の家畜伝染病予防法に準じたものとなり、検疫措置などの水際措置も新たに可能となりました。**

なお、これらの制度では規制対象は、「養殖」、「養殖種苗」と書かれていますが、農水省は「水産防疫対策要綱」に、**養殖業者には、「放流種苗を生産する者を含む」ことを明記しています。**また、「水産防疫に関わる全ての関係者が一体となって防疫に取り組む」ことが明記されていますので、ふ化場では、関係機関のご指導を受けつつ、自ら発生源にならないと同時に、病気を持ち込まないよう自衛措置を講じていただくことも重要であるということを申し上げたいと思います。

サケマスでは、IHN、BKDなど、1970年台に輸入卵を通じて我が国に侵入した疾病が未だに発生しており、根絶できていません。これだけでもふ化放流の現場における防疫の重要性を認識していただけたと思います。

本日の講師のお話をもとに、**法律で規制されているからではなく、ふ化放流事業に携わる者が当然なすべきこととして、具体的な対策を導入いただきたく、更に、大型化したサケ稚魚はより海水に適応しやすい体質になり、飼育管理によっては生理的なバランスを崩しやすく、感染症の影響を受けやすいと考えられるため、体表を傷つけない、良好な飼育環境下での飼**

育など、丁寧な取り扱いを心がけていただければと思います。申し上げるまでもなく、皆様が手塩にかけて育てた貴重な種苗を無事、北太平洋に送り出していただくために必要なことではないかと考えています。